

# 指標

## 薬物事犯の現状

### 指標のポイント



わが国で一番多い薬物事犯は覚せい剤であるが、最近では20代、30代の若年層で大麻による事犯が増えている。有機溶剤や危険ドラッグによる検挙者が減少したかわりに、常習者は大麻に注意が向いているのであろう。大麻は自生していたり、ほかの麻薬より入手し易いことから、今後使用者が増えることが危惧される。その毒性や依存性はヘロイン等に匹敵するもので、決して危険度が低いものではない。

副会長

深澤 雅則

### はじめに

平成24年頃から平成26年にかけては危険ドラッグが広まり、乱用による死亡事故や常習者の車による歩行者の死亡事故などが多発し、社会問題となっていた。北海道は東京や大阪にならい、条例により迅速に対応すべく北海道地方薬事審議会の協議を経て、平成27年9月1日北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例が施行された。それ以前から危険ドラッグの販売店舗に対して指導、立ち入り検査等を行い、平成26年度中に道内には1店舗もなくなり、全国的にも平成27年7月で販売店はなくなっている。

こうした対策で危険ドラッグによる検挙者は減少してきているが、かわりに大麻による事犯が増加してきているので最近の現状を知っておいてもらいたい。

### 1. 各種取締法（表1）

麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年）では、モルヒネ、コカイン、MDMAなどが規制されている。あへん法（昭和29年）、大麻取締法（昭和23年）、覚せい剤取締法（昭和26年）、麻薬特例法（平成3年）、医薬品医療機器等法（昭和35年）で危険ドラッグを規制している。毒物及び劇物取締法（昭和25年）でシンナー、トルエンなどの取締りを強化したため、最近では中高生のシンナー等乱用による死亡事故や検挙人員は激減した（表2）。

表1 薬物規制に関する法律

|                     |                                                           |                                         |                                                                                                    |
|---------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 麻薬及び<br>向精神薬<br>取締法 | 麻<br>薬                                                    | あへんアルカロイド                               | モルヒネ、ジアセチルモルヒネ(ヘロイン)等                                                                              |
|                     |                                                           | コカインアルカロイド                              | コカイン等                                                                                              |
|                     |                                                           | 合成麻薬                                    | ペチジン、メサドン、MDMA、LSD、PCP、2-CB 等                                                                      |
|                     | 麻薬原料植物                                                    |                                         | コカ、マジックマッシュルーム等                                                                                    |
|                     | 向<br>精<br>神<br>薬                                          | 睡眠薬<br>精神安定剤<br>食欲抑制剤<br>鎮痛剤<br>中枢神経興奮剤 | トリアゾラム(ハルシオン)、ニメタゼパム(エリミン)等<br>メプロバメート等<br>フェンテルミン、マジンドール等<br>ペンタゾシン、ブプレノルフィン等<br>メチルフェニデート(リタリン)等 |
|                     | 麻薬向精神薬原料                                                  |                                         | サフロール、無水酢酸、エルゴタミン、リゼルギン酸等                                                                          |
| あへん法                | けし、あへん、けしがら                                               |                                         |                                                                                                    |
| 大麻<br>取締法           | 大麻草及びその製品(大麻樹脂を含む)。<br>ただし、大麻草の成熟した茎・その製品、大麻草の種子・その製品を除く。 |                                         |                                                                                                    |
| 覚せい剤<br>取締法         | 覚せい剤                                                      |                                         | アンフェタミン、メタンフェタミン                                                                                   |
|                     | 覚せい剤原料                                                    |                                         | エフェドリン、フェニル酢酸等                                                                                     |
| 麻薬特例法               |                                                           |                                         |                                                                                                    |
| 医薬品医療<br>機器等法       | 指定薬物                                                      |                                         | 亜硝酸イソブチル、5-MeO-MIPT等                                                                               |
| 毒物及び<br>劇物取締法       | 興奮、幻覚又は麻酔の<br>作用を有する毒物・劇物                                 |                                         | トルエン、シンナー等                                                                                         |

表2 シンナー等乱用少年の男女別検挙人員

|     | 平成22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 令和元年 |
|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 総 数 | 221   | 100 | 74  | 32  | 14  | 7   | 13  | 9   | 7   | 1    |
| 男 子 | 107   | 60  | 47  | 17  | 12  | 6   | 11  | 6   | 7   | 1    |
| 女 子 | 114   | 40  | 27  | 15  | 2   | 1   | 2   | 3   | 0   | 0    |

## 2. 国における薬物事犯の概要

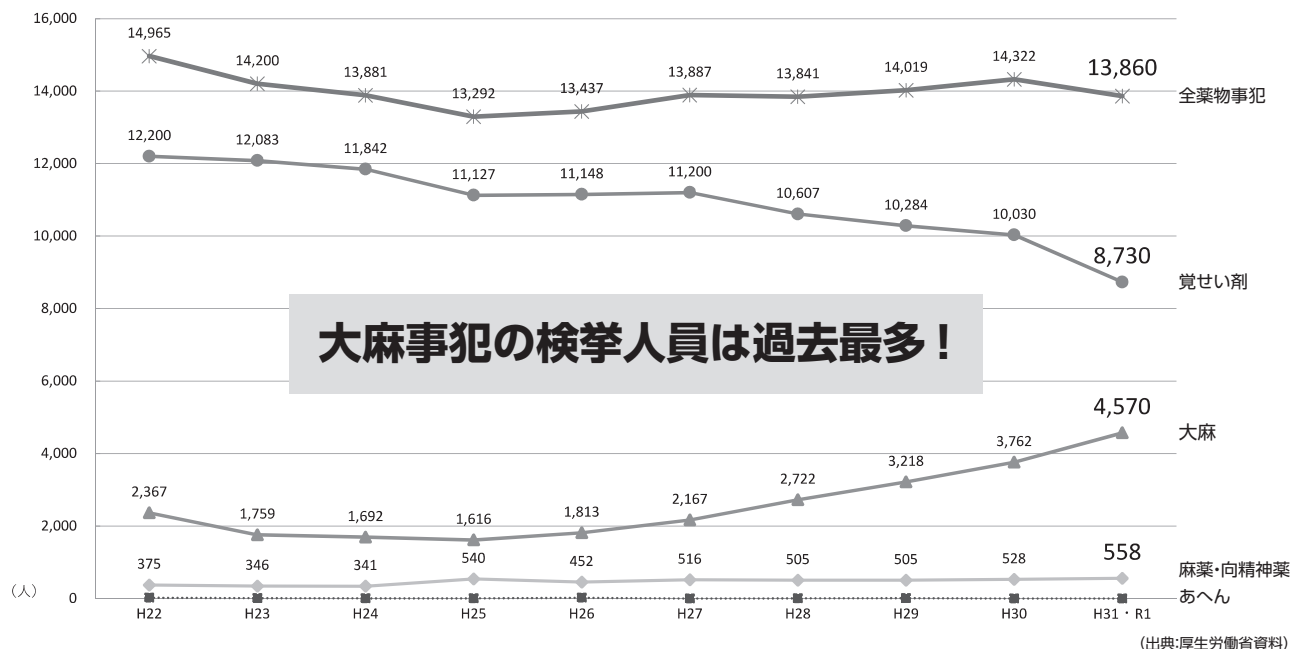
令和元年度の薬物事犯の検挙者は13,860人であるが、覚せい剤事犯が8,730人と全体の63%を占めている。

わが国が諸外国と比べて覚せい剤事犯が多いのは、戦前・戦中にかけて国が覚せい剤を合法化して

いたことによる影響があると考えられている。最近ではシンナー等の乱用も減り、危険ドラッグ事犯も減少してきているが、かわりに大麻の乱用が増加し、特に20代、30代の若年層の乱用が増えてきている。令和元年度では4,570人で全体の約33%を占めている（図表1）。

図表1 薬物事犯検挙人員の推移

- 覚せい剤事犯の検挙人員は、44年ぶりに1万人を下回った
- 大麻事犯の検挙人員は、6年連続で増加して過去最多を更新



## 3. 大麻

マリファナ、ハッシュなどと呼ばれるが、シンナー等や危険ドラッグの取締りが厳しくなり、比較的入手、栽培しやすい大麻にドラッグが移ってきている現状がある。特に10代から30代の若年層の比率が高いのが特徴である。大麻検挙者が増えている一因にインターネット上の誤った情報がある。“タバコより害が少ない”、“タバコやアルコールより依存性が低い”などであるが、全く事実と反している。WHOは大麻も精神毒性、依存性がある有害なものとしており、国際条約上も大麻はヘロインと同様の最も厳しい規制がかけられている。ヨーロッパの一部の国やカナダ、アメリカの一部の州では医療用途として大麻の使用が認められてはいる。

### 1) 大麻の種類

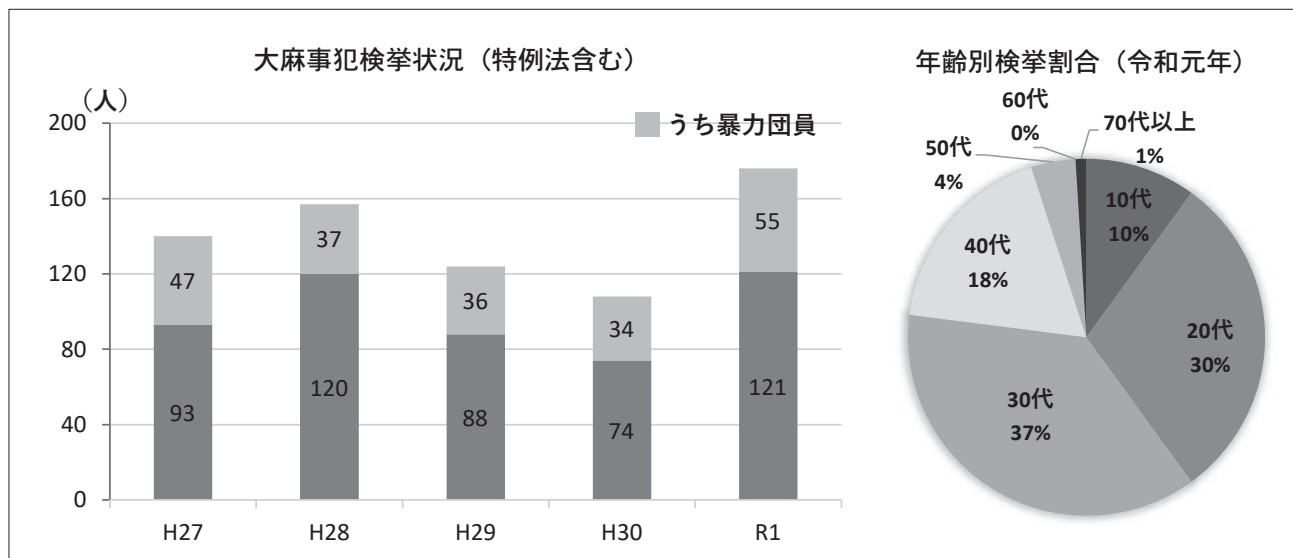
- インディカ種：由来は中央アジア、モロッコ、アフガニスタンなど  
鎮痛効果、鎮静効果、リラックス効果
- サティバ種：由来はコロンビア、メキシコ、タイおよび東南アジアの暖かい地域  
高揚感、活動的、多幸感
- ハイブリッド種：インディカ種とサティバ種を交配しての品種  
自己免疫疾患、不眠症、うつ病などに役立つ
- ルデラリス種：由来は東ヨーロッパとロシアの一部地域  
1924年に発見され、研究されはじめたばかりの新種

## 2) 北海道における状況と対策

道内における令和元年の大麻事犯の検挙人員は176人で前年より68人増加し、過去10年で最多となっている。年齢別では30代が65人と最も多く、全体の37%を占めている。20代も多く30%を占め、全国の傾向と同様である（図表2）。

若年層の検挙者が多いため乱用防止の啓発に力を入れるとともに、大麻事犯に対する徹底した取締りを強化している。野生大麻の発見や除去に努めるとともに重点除去地域（北網地域、十勝地域、釧路地域）などでの対策をとっている。

図表 2



### まとめ

薬物及び劇物取締法によりシンナー等の有機溶剤乱用による事犯が減り、その後危険ドラッグによる事犯が医薬品医療機器等法による規制で減ったかわりに大麻による事犯が急増してきている。大麻は野山に自生していたり、種子からの栽培も容易で蔓延

しやすい要素を持っている。行政としても取締りや対策をかなり強力に行っており、今後も一層力を入れていくことになっている。

大麻は麻薬（ヘロイン）と同様の毒性、依存性を持っており大変危険な薬物である。

## 新型コロナウイルス感染症関連情報

新型コロナウイルス感染症に関する日本医師会からの通知等は、北海道医師会ホームページ「医師の皆様へー感染症情報」に掲載しています。

URL : <http://www.hokkaido.med.or.jp/doctor/infection.html>